

Title	ポツダム会議の意義
Sub Title	The significance of Potsdam Conference
Author	田中, 荊三(Tanaka, Keizo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.29(185)- 54(210)
JaLC DOI	
Abstract	The Three-power conference was held at Potsdam between Winston Churchill for Great Britain, President Truman for the U.S.A., and Marshal Stalin for the U. S. S. R., to determine the future of Germany after defeated, and to fulfil the contracts of Yalta, for the ordinary diplomatic negotiations could not solve these problems. First of all, the conference provided a committee of foreign ministers, and the political principles to be followed towards defeated Germany. These problems and the economic principles were determined easily. They made effort to have the concrete solution of the details, but it was very difficult, because the disagreements between the Western allies and the Soviets had deepened. Especially, the former had felt that the Soviet's requests -to keep the security of socialists states- were imperialistic and the Western allies was eager to check that requests. At last they entrusted the solutions of the details to the committee of the foreign ministers which was weaker than that conference in the power of solving the problems. In spite of the economic principle of the conference, that economically Germany should be only one unit the committee determined the devided administration of Germany, which became the important cause of the cold war.
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ポツダム會議の意義

田 中 荆 三

学生時代に卒業に当り、間崎先生の御指導の下に、卒業論文としてドイツの第一次大戦に於ける戦争責任問題を研究した。たまたまその論文の一部を『史学』誌上に載せて頂けると云うので、第一次大戦後、連合国が、ドイツが戦争を他の国に先んじて決意したという一つの理由として挙げてゐる、一九一四年七月四日、五日に行われたと称せられるポツダム會議が実際に行われたか否かを論じた部分を發表させて頂いた。間崎先生の記念論文集に書くようにとのお話なので、憶い出のあるポツダム會議と同名で、一九一四年のは前の論文に説いた如く、実際には開かれなかつたというのが定説となつてゐるが、この一九四五年のは、第二次大戦の終りに臨んで、ヨーロッパの戦後処理のために、実際に行われた重要會議である、この會議の意義について検討して見ようと思う。

ポツダム會議は英米ソ三国首脳によるテヘラン、ヤルタに次ぐ會議であり、大戦中の第三回目にして、最後のものではあつた。この會議の前の一九四五年二月に行われたヤルタ會議に於ては、ローズヴェルト、チャーチル、スターリンの所謂三巨頭は、国連に関する決定、解放されたヨーロッパに関する宣言、フランスにドイツの占領地域の割当、ドイツに対する賠償、ポーランド、ユーゴスラヴィアに関する特別宣言、常設三国外相會議の設立などを成立せしめた。

ヤルタ會議後、ソヴェート政府はヤルタで約束せる解放されたヨーロッパの宣言とは、ほど遠い方法によつて、ルー

マニアにグローザ共産主義政府を樹立せしめ、ポーランドに関しては、英米がロンドンのポーランド亡命政府を放棄する代りに、ソヴェート政府は亡命政府の者を含むようにルブリン政府を拡大し、早急に自由選挙を行うことを約束したが、実際にはポーランド仮政府を拡大する委員会にローズヴェルトの強く推薦する農民党ミコライチクの招請を拒絶すると云う有様で、英米政府はソヴェート政府のやり方に不安の念を抱き、ルブリン政府を承認しないことによつて抵抗を示している。その他、ソヴェートが北伊に於けるドイツ軍の降伏についての英米軍との交渉に関して不信の念を表明し、ポーランドに於けるアメリカ人の捕虜の取扱いについてローズヴェルトの抗議もあり、両方の側の調子と感情にはかなり激しいものがあつた。

このようにヤルタ協定についての争いもあり、ドイツの敗戦後の処理について多くの協定を要する問題もあり、ドイツ軍の降伏の直前にチャーチルはラジオ放送により「事態はこれ以上通信によつて、殆んどことを運び得ず、出来るだけ早く、三人の政府の首脳の会合があるべきである」と発表し (Herbert Feis, *Between War and Peace*, p. 82)、トルーマンも之に同意し、ホプキンスをモスコウに派してスターリンに提案し、彼の同意を得、七月半ばより、会議は開かれることとなつた。

当時の英国政府としては、国内経済の崩壊、早過ぎた米国軍のヨーロッパよりの撤退、ヨーロッパと中東に於けるソヴェートの続ける拡張、が主たる関心事であつた。それ故会議に於ては、ヨーロッパの内部と周辺の不安な情勢を緩和する方法を見出すことを求め、米国政府により寛大なる武器貸与政策、特に占領軍への補給の同意を得、更に英国の占領地域の人口の密なる工業人口を養う重荷を軽減するために、東独からの食料を利用し得るようソヴェートとの間に協定を作ること求めていた。このようにソヴェートと協定を作らんとしている反面に、英国の役人の中には、ソヴェ

トの究極の目的は社会主義の世界革命にあると考へ、ソヴェート政府の如何なる和解の言葉も行為も策略であるとするチャーチルの信念を共にするものが多くあつた。それ故、ソヴェートとしては英国の主なる目的は非支誼国をもつてソヴェートを囲むことであると考えた。ソヴェートとしては自国の安全のために、その隣国に英米の支持する民主主義者が勢力を得て、反共の勢力を育てる前に、反資本主義のソヴェートの傀儡政府を強化せんとし、民主主義者の運動に打撃を与えるために、傀儡政府の英米による承認を求め、更にその安全地帯を強化するため、南方に勢力を伸ばさんとし、同時に、戦争により蒙つた破壊への補償とし、実質的な大規模な賠償をドイツより奪うことに強い関心を持つていた。米政府としてはヤルタ会議の如くに、ソヴェートの対日戦を強く望んでいた。ヨーロッパについてはその責任を出来るだけ早く解除して貰いたいと考へ、武器貸与を中止し、ヨーロッパにいる米国軍を帰国せしめつつあつた。トルーマンとしては会議に於て、ドイツに対する一般原則を確立し、ヨーロッパの解放された国々に於て、ヤルタ協定に基づき、自由選挙による政府が仮政府にとつて代ることを希望していた。

七月一七日本会議が開かれると、トルーマンはただちに、米政府の提案として、平和条約を用意するための外相会議の設立、ドイツに対する連合国の政治と経済の政策の決定、伊、希、ルーマニア、ブルガリア、ハガリーの選挙を監督するためのヤルタ宣言と一致する共同行動、イタリアの休戦条約の緩和と国連加入、を挙げた。チャーチルはトルーマンの提案を取り上げる前に注意深い研究の要あることを強調するのみであり、英国政府としては提出すべき案を持たず、後に会議に付託するとなした。一方、スターリンは会議に於て取上ぐべき問題として、ドイツ船の処分、賠償、前イタリア植民地のあるものへの信託統治のソヴェートの要求、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー政府の外交的承認、スペインのファシズム、タンジールの状態、シリアとレバノンに於ける最近の事件、ロンドンに於けるポーランドの

組織の消滅を挙げた (W. H. McNeill, *America, Britain and Russia, 1941~1946*, p. 615)

トルーマンの第一に提案した外相会議案は、会議前の六月一九日に米国國務長官ステチニアスが大統領に送った覚書の中で、戦争の終りにヨーロッパに残された問題の巨大な範囲を扱うために、関係国の凡てを招いて開いたならば、その議事進行はのろく、そして扱い難いであろう、僅か数カ国を招いたならば、他の国は決定に反対し、挑戦的となるであろう、仕事を始めるより良い道は、最初に、重要な問題を扱う英、米、ソ、仏、中国の五人の外相より成る小会議を持つことであろう、との意見を具申したのであつた (Feis, p. 181)。米国政府はこの案を提出することを前以つて英ソに通告してあり、米国と意見の相違のあつた場合に中国が米国に組すると考えたスターリンが中国の参加に異議を唱えたのみで、外相会議が九月一日に最初の会合を開き、最初にイタリア及びバルカンのドイツの旧同盟国との講和条約草案を作製するに決した。

本会議の関心は次にドイツに対する連合国の政策の決定に向けられた。連合国の政策の最初の声明は、復讐と勝利者の伝統的に戦利品をとること、領土的拡張の要求、などの放棄を明らかにした大西洋憲章であつた。その後、ヤルタ会議まで、一九四三年のカサブランカ会議に於ける無条件降伏を要求する声明以外には何もなされなかつた。ヤルタ会議に於ては、ドイツを占領の別れた地域に分ち、ベルリンの連合国管理委員会を通じて協力し、管理し、フランスを占領国として招き、管理委員会に加入せしめるとなし、非ナチ化、非武装化、軍縮に同意し、凡ての戦争犯罪人を処罰し、ドイツより受けた破壊への物による賠償をとるとの決意を表明した。その後、ドイツは敗戦となつたが、ドイツを占領する四国の司令官を支配する共通の指令はなく、僅に六月五日の四国政府のベルリン宣言が、連合国管理委員会に出席する四国の占領地域の司令官がドイツ全体に影響を与える問題について満場一致の決定によつて共同に行動する、と規

定したのみであつた。降伏後三カ月間一致せる政策を欠いていたため、各々の地域に於て、異つた政策がとられ、種々なる問題を起しつつあり、會議の開かれた主なる理由の一は、この問題の解決のため、共通の實行し得る政策を打ち立てることであつた。(Warburg, Germany, Key to Peace, p. 20)

本會議に於てドイツに關係するポーランド国境、賠償については容易には解決に達しなかつたが、四つの占領地域に一致せる行政制度を立てるべきことには容易に一致した。これが容易に成功した秘密はドイツに於ける政治的政策の規定の否定的であつたことにあるとも云われるが (McNeill, p. 618)、この問題についてはヨーロッパ勸告委員会に於て大体協定に達していたのであつた。それは、ドイツの完全な軍縮と非武装化、軍事生産に使用し得る全ドイツ工業施設の撤去或は管理、ドイツ国民をして敗戦とその責任が逃れられないこと確認せしめること、凡てのナチスの組織及び制度の破壊、彼等の復活防止のために軍事活動或は宣伝の禁止、民主的基礎の上のドイツ政治生活の究極の再建、ドイツによる國際生活に於ける終局の平和的協力への準備、地方自治の復活、軍事的安全の維持に害のない限りの言論、出版、宗教、組合、民主的政党の組織などの自由、を規定した。之等の決定が會議に於て容易に決定し得た最後のものであり、これから後の暫くは、會議はチャーチルとスターリンとの論争の場と化してしまつた。

ポーランドの国境に關してはヤルタ會議に於て、カーゾン・ラインにほぼそつた露波国境を決定し、ポーランド・ウクライナ喪失の代償としてドイツを犠牲にして西に広汎な土地をポーランドに与えることに決定した。スターリンは既に勝手にポーランドにオーデル河とナイセ河の西の支流までのドイツ領を割あてた。彼はポツダム會議にこの既成事実をもつて臨んだ。彼はこれがポーランド人をして、彼等がロシア人に譲つたものを忘れるのを助け、更にこれにより、独波の關係が非常に悪くなるので、無限にソヴェートに支持を求めるようになることを期待したのであつた。チャーチ

ルはポーランド領を西ナイセまでに拮据るに同意しなかつた。英国の反対する理由は数百万のドイツ人の追放を含む処分に反対であるとの人道的の立場の他に政治的、経済的の理由からであつた。経済的には英国自身食料に不足し、外国特に米国より食料を買うことによつて占領地域の住民の食料を賄つて居り、そこに数百万の避難民が加わることによつて生ずるであろう経済的負担に対し反対であつた。政治的には、若しポーランド人が広大なドイツの領土を奪つたならば、将来の戦争の原因を作ると考え、特にドイツ民族は数世紀間、問題なくドイツのものであつたものを失うことに同意することは期待し得ないと云うのであつた。そしてドイツを永久に如何なる復讐も不可能ならしめるよう弱く保つておく政策は不可能ではないにしても、それは西欧の一般的経済と政治の復活を困難とする附加的な結果を生ずるであらう、更にその場合にはソヴェートの軍事力の優勢は一時のものでなく、永久的のものとなり、英国はヨーロッパ大陸へのソヴェートの軍事的優勢の圧迫の下に住まねばならないと云うのであつた。かかるチャーチルの反対に対して、スターリンはポーランドのロンドンの亡命政府の即時の清算、ポーランド陸海軍の帰国、必要ならば武力をもつても敢てすることを要求して反撃した。チャーチルは決して彼等の意志に反して帰国するようにポーランド人に強制しないと宣言した。

七月二十一日の本会議に於て、ポーランド亡命政府の全財産を新ポーランド仮政府に引渡さるべきことは合意を得たが、ポーランド軍の強制帰国についてはチャーチルは同意を肯んぜず、困境問題については、スターリンにとつてソヴェートの安全の保証と見えることはチャーチルにとつて危険に見え、完全に利害は対立して居り、前の議論をお互に繰返すのみであつた (McNeill, p. 620)。

その後、英国の総選挙の結果、チャーチルが破れ、アトリー首相が代つて英国の代表となつたが、相変わらず重大問題に

ついては妥協点に達しなかつた。トルーマンは初めからこの会議に出席することに気が進まなかつた (H. S. Truman, *Year of Decisions*, p. 331)。彼は会議を終了せず熱心であり、会議の最終の段階に於ては、協定が成立しても、成立しなくても、帰国しようとはまで決意するに至つた。米国内務長官バーンズは特別な原則を守るより協定を成立せしめるにより熱心であり、彼は英ソの外相と非公式の相談の後に、ポーランド国境、ドイツの賠償、イタリア、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニアの変態的狀態に関する三つの文書を起草し、七月三〇日に英ソの外相に示し、更に翌三一日にはモロトフに、ソヴェートが引き続き行われる本会議に於て、この三つの文書に同意しない限り、米国人は八月一日に会議を出るであろう、と知らした (McNeill, p. 622)。

ポーランド人は既に問題の領土をポーランドの完全な領土として扱つて居り、ドイツ人を追放し、ポーランドの移住者とその土地に住まわせているのであつて、英米としても一時的行為としてそれを承認するより他にないことを認めざるを得なかつた。それ故、ポーランド国境に関するバーンズの解決案は、ソヴェートの主張する如く西ナイセの国境線に同意するが、ヤルタ協定の如く、国境の最終決定は講和条約に於てなされるべきとの留保条件を付し、英米の体面を保つたものであつて、実際上は、英米がソヴェートの既成事実屈したものであつた。

英米が遂にポーランドのためにオーデル・西ナイセの国境に同意したことは、多くの批判を起し、ヴァールブルグは英米の全権によりなされた重大な失錯であるとなし、正しくは決してポーランドのものでなかつた土地の喪失の代償として、ポーランドに東プロシヤのドイツの領土の併合を許したのは、ヤルタ協定の合理的解釈を超えるものであるとなし (Warburg, p. 20)。¹⁾ ヒューズは、領土併合に反対し、関係国民の自由に表明せる希望に一致しない領土の変更に反対すると声明せる大西洋憲章を放棄せるものであると非難した (H. S. Hughes, *Contemporary Europe, A History*,

p. 388)。英米の無条件に同意したものでないことを明らかにするために、最終決定は講和条約を待つと云う留保条件を付したが、殆ど意味がなかつた。ポーランドとソヴェートとはこの協定を最終的のものとして考え、ポツダム会議の二週間後の八月一六日に、ソヴェートは東プロシア地方を割譲する協定に調印して居り (C. E. Black and E. C. Helmreich, *Twentieth Century Europe, A History*, p. 613) ポーランド人は新しい国境内のドイツ人の追放を行つ、ヴァールブルグをして、現代史はヒトラーの下の第三帝国によつて企てられた大衆の追放と殲滅を除いて、多分開化する西方政府としてこれ以上野蛮な追放を記録しない。(Warburg, p. 21) と書かしたほどであつた。このような住民の移動を行つた後に、講和条約に於てこれを改訂せんとしても、既成事実を左右せられることは明らかであつた。

ポツダム会議に於て、重要な題目の一であつたのは、ドイツに対する経済政策の決定であつたが、特にその中の賠償問題は多くの論争を起した。ドイツ軍に国土を侵略され、多くの被害を蒙つたソヴェートとしては英米より多くの賠償を欲し、且つ必要として居り、巨額の賠償を奪われることによつてドイツ国民の生活が困窮し、そのためドイツ国民の間に叛乱が起るような事態となつたとしても、敢て辞せず、という態度をとつた。スターリンは一九四一年九月にチャーチルの使者としてビーヴァブルックがモスコウを訪れた際に、ドイツ人をして何を賠償として支払わせるか、と尋ねている如くに、賠償を取ることに熱心であつた。ヤルタ会議に際しても、ソヴェートは、ドイツは二百億弗の賠償を支払うべきであり、その半分はソヴェートに渡さるべきであり、為替問題を避けるために支払は現金より物でなされるべきであり、戦争終了後二年間に半分はドイツの財産特に工業設備を押えることによつて得ることを要求した。英米はロシアの損害に同情はしたが、ドイツの経済が破壊せられた現在に於て、戦後の安定の見込を危くすることなしに、ドイツにこの巨大な額を負担し得る能力があるかを疑つて居り、特に米国は第一次大戦後にドイツの賠償を賄い、その金の

大部分を失つた事実を指適し、ドイツより賠償の最大量を引出すに賛成したが、ドイツ人を飢えより助けるために援助するようになることを希望しなかつた。

ステチニアスは総計二百億弗を議論の基礎として受ける用意があつたが、イーデンは如何なる特別な額を記するにも反対した。マイスキーは数字は拘束力のあるものでなく、単なる議論の基礎であり、モスコーの賠償委員会に於て増減し得るものであると説得に努めたが、イーデンはあくまでも数字を出発点として受けることのみならず、議定書の中にソヴェートの提案に言及することさえも反対した。結局、チャーチルの譲歩により「賠償の全額は二百億弗とし、その五〇％はソヴェートに渡さるべし、このソヴェート政府の提案を議論の基礎とすべきである」とヤルタ會議の議定書に明記せられることになつた。

モスコー賠償委員会に於て、総額の問題が論ぜられたが、米国の代表エドウィン・ポーレーが二百億弗と云う数字の根拠を明示することを求めたが、マイスキーはこれを証拠づけることは出来なかつた。この賠償委員会も、米国の、ドイツが必要な輸入品を支払うに足る商品を輸出するまで、生産品より賠償を取り得ない、との主張により難局にぶつかり、何も結論を出し得なかつた。

ポツダム會議に際して、米国は未だヒトラーの下のドイツに対する厭悪感を持つて居り、ドイツをして再び他の国を攻撃することを永久に不可能にしようとする考えを持つて一方に、悲惨なドイツは世界の平和にとつて有害にして危険な存在となる惧れがあり、再びドイツ人を助けるのを強いられるようにまで圧迫すべきでないと考え、四つの原則、ドイツは一つの経済的全体として扱われるべきこと、ドイツの戦争能力のある工業の制限乃至管理、或は工場の除去による永遠の非武装化、賠償は指定された工場の除去によつて取られ、生産品からは取らないこと、ドイツ国民が平均の西

歐の生活水準で少くとも生活し得る範囲内で賠償を取り、非武装化を行うこと、を立てていた (Warburg, p. 33)。英國はドイツに対する恐怖よりも、ソヴェートのヨーロッパに於ける優勢を押えることに、より関心を持ち、そのためにも、ドイツ国民を共産主義に走らせるような苦境に追いこむべきでないとし、ドイツが再び民主主義国家に復帰し得るよう十分な生産力を持たしむべきと考えるに至つた。このような英米の態度にかかわらず、ソヴェートは頑固にドイツより百億弗の賠償をとることを主張し、ローズヴェルトがヤルタでドイツの賠償として二百億弗の数字に同意し、その半分以上をソヴェートに与えられるのに同意した、と主張した。これに対し、英米は賠償についての如何なる協約も西方地域のドイツ人を補助するのが必要となるまでドイツ経済を低下せしむべきでないとして、反対した。ソヴェートは総額を百八十億、百六十億に下げても良い、そのようなドイツの義務の限界の明示なしには実質的な賠償の保証がないとして、あくまで総額の決定を求めた。英米は、総額の決定は将来の事実によつて賠償政策を作る自由を失うので慎重でない、ソヴェートの受け得る如何なる数字を決めても、種々なる不都合が起り得る可能性が予見される、として反対し (Feis, p. 255)、その代りとして、余剰のドイツの主要工場の率の基礎で賠償を割当てるとし、その工場は海外より援助なしにヨーロッパの平均より高い水準でドイツ国民の生活を維持するに必要としないものであることを条件とした (McNeill, p. 620)。ソヴェートはあくまで総額決定を要求し、英米は金額の明記に反対して交渉は行詰りとなつた。そこで前述の如くバーンズの七月三〇日の解決案の作製となつた。

ドイツの敗北よりポツダム会議までの間に、ソヴェートはその占領地域にて、活潑に彼等の考えついた総ての物を奪い、如何なる形式でも軍事生産を行つた工場を賠償としてでなく、戦利品と分類して奪つた。このため米国人の間に、全ドイツより総合的に工場を除去して、而る後に各国に分配すると云う案は實際的でないと確信を強め、唯一の実行

し得る方法は占領地域単位にて賠償をとるの他ないとの考えを強め (E. McNinis, *The Shaping of Postwar Germany*, p. 25)、バーンはソヴェートが自身の地域より賠償をとることを提案し、その他に、西方諸国の占領地域より、ドイツの平和経済に必要な工業設備の二五%を与えられ、その半分を無償にて、他の半分を相当する価格の食料、石炭及び他の製品と交換に与えられ、それらの中よりポーランドの要求を満足せしめることを提案した (McNeill, p. 623)。バーンの案に対してモロトフはソヴェートに与えられる率は未知の総額の率であるとし、なおも総額の決定を要求したが、スターリンは本会議に於て総額決定の要求を放棄する代りに無償にて与えられる率の増加を要求し、その結果、ソヴェートは一五%を無償で、一〇%を交換で受取ることとなつた。

ポツダム会議に於ける第三の重要な問題となつたのは米国の第三提案たるイタリア及び東欧の諸国の問題であつた。東欧諸国についてはヤルタ会議に於て、「解放されたヨーロッパ」についての宣言があり、それは自由を再び得た国民が、国内平和の条件を回復するのを、そして自由な選挙を通じて人民の意志に責任を持つ政府を形成するのを、助ける共同の義務を承認して居り、そして三国政府の意見で情勢がそのような行動を必要としたならば、三国政府はただちにその責任を果すに要する手段を相談することを規定していた。然し乍ら、その後の情勢は、先に述べた如くルーマニアに於て人民の意志を無視した共産主義政府が樹立せられたのを初めとして、ソヴェート軍の占領下の国々に於て「解放されたヨーロッパ」の宣言に反する行為が行われていた。当然ポツダム会議に於てこれらの国々のことが問題となつた。

チャーチルはギリシアに対するブルガリアの攻撃的計画についてソヴェートを非難し、スターリンはそのことは会議の議題にはなく、非公式に論ずべきであると答えたのを初めとし、続いてチャーチルはユーゴスラヴィアに於いてチ

トールが共産主義者と民主主義者との間の純粹な協力を許すのを拒絶せる態度をヤルタ協定侵犯の行為と攻撃し、スターリンはユーゴスラヴィアの代表を連れて来ることなしには論じ得ないとなした。更にチャーチルはルーマニアに於ける英米の石油所有のソヴェートの歿収を不満として抗議したのに対し、スターリンはこの問題は正常な外交的手段をもつて解決すべきであると回答し、外相に委託することに決した。チャーチルはオーストリアに於て、英米仏の士官のウインに入ることを妨害せられ、西方諸国に割あてられたオーストリアの地域の占領のおくれていることなど相次いで非難した (McNeill, p. 619)。

トルーマンは二一日の本会議にて、三国より派遣された共同使節の監督の下に、イタリア、ギリシア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアに選挙を行うとの提案を議題とせんとしたが、この問題については短く論じられただけで、スターリンは巧みに議論を承認の問題にそらした。トルーマンは、米国は自由選挙が行われるまでソヴェートの支配する地域の現在の政府を承認する意志がないことを明らかにし、チャーチルも米国の態度を支持し、明らかにいらした。スターリンはそのような態度は協定を不可能にするにぶつきら棒に宣言し、ソヴェートがイタリア、フランスに外交的承認を与えているのに対し、英米はルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、フィンランドに外交的承認を与えることによつて、返礼すべきであるとなした。英米は承認を拒絶することによつて、ソヴェート軍の盾の下に課せられた政府を否定し得るのであり、それらの国の親英米の民主主義者の政府への抵抗を元気づけんと考えており、あくまで同意しなかつた。本会議に於て決定し得ず、この問題は外相の会議に委託せられた。

モロトフは英米がブルガリアとルーマニアとに外交的承認を与えるなら、選挙に関する提案は実施されるであろう、と説いた。バーンスはこれは馬の前に車をつけることであるとなし、一国の承認はその政府の意見に基づくべきもので

あり、取引の対象ではないとして譲らなかつた (Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 294)。

外相達は七月二四日まで話し合つたが、モロトフは三巨頭はわれわれより、より合理的な人達であり、道を見出すであらうとし、三巨頭に問題を返した。

スターリンはブルガリアなどの政府はイタリア政府のように民主的であり、トルーマン、チャーチルのそれらの政府に対する批判に反対し、イタリア政府がソヴェートの委員に認めた如くに英米の委員の入国を認めるとなした。チャーチルはイタリアにては自由が再現しているに反して、ソヴェートの衛星国にてイギリスの代表は鉄の垣の中に監禁されていると断言した。これに対しスターリンは声を高めることなく、“凡ておとぎ話だ”と言つて否定した (Byrnes, p. 293)。スターリンは“三国政府は各自に外交関係の再開を近いうちに考ふる義務がある”との協定を作らんと提案したが、チャーチルはこの発表のみにてはソヴェートと西方諸国との間の真の意見は明らかにせられず、世界は英米の態度について誤つた印象を受けるとして反対した。スターリンは承認を拒絶した国との講和条約の草案作製の仕事を初めるのに同意することは矛盾していると論じた。チャーチルはそうではないと云い、条約草案は作られるが、英国政府は人民の意志による承認に価する政府以外とは条約を締結しないであらう、と云つた (Feis, p. 196)。

この問題についてもイギリスとソヴェートとの対立が激しくバーンズの妥協案によつて解決を求める他なかつた。バーンズのイタリア及びソヴェートの衛星国に関する提案は、マックネールの如きは殆ど意味のない公式を屋開した、と言つているが (McNeill, p. 624)、それは単にイタリアの講和条約の準備が外相会議の第一の仕事であり、ソヴェートの衛星国との講和条約の準備が外相会議の第二の緊急の仕事であるとなし、但し、三国政府はブルガリア、ハンガリー、ルーマニアが民主的政府を成立せしめるまで、条約を締結しない、となした (Feis, p. 197)。スターリンが非常に強く

要求したブルガリアなどソヴェートの衛星国の外交的承認については、「三国政府は近き将来に、その時の情勢に応じて、それらの国々との講和条約の締結に先んじて、出来る範囲で、フィンランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーとの外交関係の設立を各々別個に調査するに同意する」と云うのであつた (McNeill, p. 624)。その他、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアに於ける連合国の管理委員会の運営を改善すること、委員会のソヴェート委員と他の委員との間に定期的に相談すること、それらの国に於ける人と郵便の自由な動き、が約束せられた。

バーンズの三つの協定の成立と共に会議の危機は去り、残つた重要な決定はドイツの連合国管理についての経済原則の声明の正式の承認であつた。それは米国の主張たる、ドイツを唯一の経済単位として扱われるべきことを宣言し、連合国の行政に輸送の回復、石炭の増産、農業生産を最大とすること、家屋と公共施設の緊急の修復を指令したものであつた。

以上の如き主要なる問題の他に、ソヴェート政府が会議に議題として提出したものに、① ドイツ船の処分、② 前イタリア植民地のあるものへの信託統治のロシアの要求、③ スペインのファシズム、④ タンヂールの状態、⑤ シリアとレバノンに於ける最近の事件、があり、その他会議に於て問題となつたものに、⑥ イランよりの外国軍隊の撤退、⑦ ケーニヒスベルグ市を含む東プロシヤの一部へのソヴェートの要求、⑧ モントルー協定の改訂、⑨ 戦争犯罪人の刑の執行、⑩ 東欧諸国よりのドイツ人の追放、⑪ ギリシア、マケドニアの問題、⑫ ユーゴスラヴィアの問題があつた。

① ドイツの軍艦と商船の処分については、スターリンはドイツ降伏の後間もなく、殆ど凡てのドイツの商船と軍艦が英米に引渡されていることを言い、その三分の一をソヴェートに配分されることを要求した。会議に於てチャーチル

は、その配分はその国の蒙つた損害に比例して考慮すべきを希望したのに対し、スターリンは完全に三分の一を配分することを要求して譲らなかつた。結局、商船の処分は対日戦の終了を待つこととし、その後には外相達に委任せられるに決した。

② 前イタリア植民地のあるものに対するソヴェートの信託統治の要求はチャーチルを驚ろかし、チャーチルはソヴェートがアフリカの大なる土地を得んと希望するとは考えなかつたと言ひ、チュニスを除いてはイギリス本土が激しい攻撃を受けているにもかかわらずイギリス軍のみにて征服したものであり、しかもイギリスは莫大なる損害を受けているのに、領土的要求をせず、ケーニヒスベルグもバルト諸国も何も要求していないとなし、ソヴェートの要求を不当であるとなした。ソヴェートのイタリアの植民地を求める唯一の理由は、大戦中にダーダネルス海峡の附近で損害を受けたソヴェートの軍艦が避難する所がないことが明らかになつたので、アフリカ海岸にソヴェートの基地を欲すると言ふのであつた。トルーマンは調停者としてこの問題を外相達に委任することを提案し、九月の外相会議にて商議することとなつた (McNeill, p. 619)。

③ スペインについて、スターリンはフランコ政府はスペインの固有のものでなく、独伊によりスペイン国民に強制されたものであり、明らかな独裁政治であり、国際連合にとつて危険なものであることを指適し、英米政府がフランコ政府より外交的承認を撤回することを希望した。チャーチルはフランコ政府に好意を持たないことを明らかにしたが、スペインの人心が今フランコ政府を去りつつあるので、この際外交関係を絶つと却つてスペイン人がフランコを支持するようになると思へ、外交関係を絶つことに反対であつた。トルーマンも同様な考えを持ち、フランコ政府と外交関係を絶つとスペインに再び内乱が起る可能性があるとし、米國が内乱のきつかけを作ることには反対であつた。バーンズは

イタリアの国連加入へのソヴェートの支持を得んとの考えをもつて、議定書の中に、スペインが現在の政府である限り、その国連加入を支持せず、と明記することによつて解決した (Feis, pp. 200~202)。

④ 大戦中にスペインはタンジールを占領したが、戦争が終了すると喜んでこれを放棄することを明らかにした。そこでタンジールの管理問題を議するためパリに英、仏、米、西の四国が会議を開かんとした際、ワシントンのソヴェート大使は、ソヴェート政府はタンジールに関心を持つていたので、この会議に招かれないことに驚ろいた、と米国政府に知らした。米国政府はソヴェートを参加せしめんと努力したが、スペイン政府は西方諸国以外とは商議しないとして強くソヴェートの参加に反対し、ポツダム会議前には何の結論にも達し得なかつた。ポツダム会議に於て、スターリンはスペインに関する彼の提案が斥けられた後、ソヴェートはタンジールの将来を決する会議に参加する資格があることを明らかにした。然し、イーデンのフランスが重大な関心を持つていたので、フランスの参加しないこの会議で決定すべきでないとの説がいれられ、決定は延期せられることとなつた。但し、議定書の中に、三国政府がタンジールの戦略的地位に鑑み、国際管理にとどめるに同意し、近き将来にパリで英、米、ソ、仏の政府の代表が商議することを明記した。かくてソヴェートはタンジールの処分決定に参加し得る立場を得たのであつた。

⑤ フランスの委任統治地であつたシリアとレバノンにはフランスの敗戦後、イギリス軍に解放せられて独立国となつたが、暫くは独立宣言にとどまり、一九四三年の春に至つて、漸く選挙を行い、政府が成立した。アルジェーの国民解放フランス委員会は国際連盟の承認がなければ委任統治を改変し得ないとして先の独立宣言を否定し、フランス臨時政府の首班たりしド・ゴールはレバノンの憲法承認の要求に対し、大統領、閣僚の逮捕をもつて応えた。反仏の暴動はシリア、レバノンに拡つた。英米は戦争遂行のためにレバノンが必要であることを理由に干渉し、レバノンの大統領、閣

僚は再び元の位置に戻り得た。

ド・ゴールはシリア、レバノンに於けるフランスの特権を放棄するを好まず、一九四四年三月、シリア、レバノンに於ける政治、文化、軍事上の特権を得んと交渉を開始し、交渉中に多くの軍隊を派遣した。シリア人とレバノン人はこれを脅迫と解し、ストライキ及び示威運動をもつて抵抗し、遂に戦闘となり、フランス軍はダマスクスなどの都市を爆撃した。シリア政府は休戦のためイギリス軍の介入を求めた。この地方に於ける騒乱はスエズ運河の航行に、ひいては対日戦に、障害になると考えたチャーチルはこれを容れ、フランス軍の停戦を求めた。ド・ゴールはフランス軍の停戦を命じ、イギリス軍がダマスクスに入った時、フランス軍にダマスクスを撤退することを命じた。その後もレバノンの情勢は不穏なものがあり、フランス政府はこの情勢を解決したいと考え、イギリス軍の撤退と同時にフランス軍もレバノンを去ることを声明したが、両国ともこの問題について積極的に解決する意志がなく、両国政府の交渉は開始せられなかった。ポツダム会議に於て、スターリンはこれらの国の事態についてフランス政府と会議を開くことを提案した。チャーチルはすぐに撤兵し得ざる事情を説明し、強く会議を開くことに反対したので、スターリンは提案を撤回した(Feis, pp. 132~135, 304~6)。

⑥ イランは戦争中、軍事基地として、ソヴェート及び東洋への輸送路として、重要な意義があり、その北部はソヴェート軍、南部はイギリス軍により占領せられ、アメリカ軍がペルシヤ湾よりソヴェート国境までの輸送に當っていた。一九四二年に調印せられた英、ソ、イラン条約はそれらの外国の軍隊が終戦後六カ月以内にイランより撤退すると規定している。米国はイランに対日戦の終了まで軍隊をとどめておきたく、イギリスも油田などを守るために出来るだけ長く兵をとどめておきたかった。然し、英米が長くイランに兵をとどめておけば、ソヴェートも当然のこととして撤兵さ

せず、その間にソヴェートの占領する地域が共產化される惧れがあり、そのためには早く撤兵する方が良いとの矛盾せる立場にあつた。ポツダム會議に於て、イギリスはただちに撤兵することを提案したが、條約の規定せる終戦について、対独戦の終了か、対日戦の終了か、を明確に規定していなかつたので、ソヴェートは終戦を対日戦の終了と解し、対日戦終了の六カ月後まで駐屯せしめることを主張した。イギリスもただちにこれに同意し、撤兵は外相會議に委ねるに決つた (Feis, pp. 302~4)。

⑦ ロシアは古くよりバルト海に不凍港を求めていた。それ故、ドイツに勝利を得たこの機会に不凍港であるケーニヒスベルグ (現在のカーリーニングラード) を含む東プロシアの一部の領有を要求した。ポーランドの國境の拡張については強く反対した英米も殆ど反対せずして、同意した。先に述べた連合國管理委員會の改善はこの連合國の同意に対するソヴェートの返札であつた (McNeill, p. 626)。

⑧ ロシアが北海に於ける不凍港と同様に古くより強く要望していたのは、黒海の出口たるボスフォラス・ダーダネル海峽の通航権であつた。このロシアの希望はしばしば國際紛争の原因となつていた。第一次大戰後一九二〇年のセーブル條約は、英、仏、伊、日、希、ルーマニア、ブルガリアより成る國際海峽委員會にその管理を委ね、トルコは各國の船舶、軍艦、航空機の通過の自由を認め、この原則は一九二三年のローザンヌ條約によつても受けつがれた。一九三六年にトルコ政府はエチオピア戰爭に鑑み、海峽の再武装化を要求し、その結果、スイスのモントルーで會議が開かれ、ローザンヌ條約は改訂せられ、海峽の管理に當つていた國際海峽委員會の廢止と、海峽の再武装が承認せられ、平時に於ける商船の航行の自由は認められた。然し、軍艦に関しては、平時或はトルコが交戦國でない戦時に於いても、トルコ政府はその航行に嚴重なる制限を課する権限を有し、トルコの交戦國たる時、ないしは参戦の危險が差し迫つていと

考える時には、軍艦の航行の許可は全くトルコ政府の権限に属すると云うのであつた。

スターリンはヤルタ会議に際し、モントルー協定が時代後れとなつたことを指適し、次の三国首脳会議に於て、モントルー協定の改訂について討議することについて同意を得ていた。ポツダム会議に於て、チャーチルがヤルタ会議で一致したモントルー協定の改訂を議題として取り上げたが、トルーマルはヨーロッパの総ての重要な国際水路、トルコの海峡、ライン河、ドナウ河、キール運河、に於ける自由にして平等な航行の一般的な案を提出した。スターリンはダーダネルス海峡に対するロシアの特別な地理条件を主張し、ソヴェートに特別な権限を与えられるべきを要求した。両者の対立より何も決することが出来ず、議定書には、モントルー協定は時代後れと認められ三国政府が個々にトルコ政府と交渉することに同意した、と記し得たのみであつた (McNeill, p. 620)。

⑨ 一九四三年のモスクワ三国外相会議を機に、ドイツの戦犯訴追の方針が表明され、ポツダム会議の開かれている時、ロンドンに於て英、米、仏、ソの代表が具体的方法を準備しつつあつた。ポツダム会議に於てこの問題が討議せられ、スターリンは首謀者の名を挙げることを希望したが、取り上げられなかつた。三国政府はこれらの犯罪人を早い正しい裁判をもつて裁く意図を再確認し、ロンドンに於ける商議がこの目的のために急速に協定に達する希望を表明するにとどまつた (McNeill, p. 626)。

⑩ チェッコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーに於て、ドイツ人が大量に追放せられていたが、英米のドイツ人に対する反感が未だ大であつたため、三国政府はこれらの追放を承認した。然し、それが秩序ある人道的な方法で行われることを要望し、連合国管理委員会がドイツの避難民を受け入れ得る協定を作り得るまで、これ以上の追放を中止するように希望することを議定書の中に表明した (Feis, p. 351)。

⑪ ポツダム会議の開かれている間に、ユーゴスラヴィアの放送及び新聞は、ギリシアのマケドニアに於てギリシア政府は少数民族たるスラブ人を迫害しつつあり、国境事件を挑発しつつあると攻撃していた。ギリシア政府はこれらの申し立てを否定し、代つてチトーがギリシアに武装部隊を送り、いたる所で叛乱を煽動しつつあると非難した。ポツダム会議のソヴェートの代表はギリシアに対する警告と非難の二つの提案をなし、イギリスの代表はユーゴスラヴィアへの警告と非難の提案をなした。どちらの提案も同意を得られないことは明らかであり、ベヴィン外相は撤回を申し出で、スターリンもこれを歓迎し、トルーマンは「満足だ」と云つたのである (Feis, pp. 286~7)。

⑫ ユーゴスラヴィアについては、先に述べた如く、チャーチルが提案した時、スターリンがユーゴスラヴィアの代表が出席していなくては論じ得ないとなした。トルーマンは米国の代表として世界のことを論ずるためのポツダムに居るのであつて、全ヨーロッパの不幸を解決する法廷に坐わりたくないとし、会議は三巨頭が同意し得るであろうことを論ずべきであるとなした。トルーマンの主張にスターリンも同調し、ユーゴスラヴィアに関する争いは終つた (McNeill, p. 619)。

ポツダム会議についてプラットは「空気は友好的であり、議論は一般に良い性質のものであり、しかも多くの論争的な問題は協定に達しなかつた。」(J. W. Pratt, *A History of United States Foreign Policy*, p. 714)と述べ、Mayor and Forster “*The United States and the Twentieth Century*”には「ポツダムで盛であつた友好の空気にかかわらず、三巨頭会議はその後十年間再び開かれなかつた。」(p. 659)と書かれており、フェイスは「政府の首脳達は別れるに当り、会議中の彼等の友好的な交わりを賞讃しあつたけど、友情の深い内部的な光は彼等の言葉の下に見出されなかつた。」(Feis, p. 33)と書いている如くに、十七日間の会議は友好的な空気の中に進められたが、会議の成

果はその友好的な空気を裏切るものがあつたことを示している。

国際会議に出席した政治家は、明らかに自国に不利な結果に終つた場合を除いては、自己の手腕を誇示するためにも、会議が相当な成果を収めたと述べるのが通例であつて、ポツダム会議に出席した政治家達も、彼等のなしたことが健全であり、永続的であると世界を信ぜしめようと努力した。

彼等の主張する如くに会議の成果をたたえ得たのは、ソヴェートのラジオ及び新聞のみであつて、イズヴェスチアは“会議は三国政府間の結びつきを強化した。そして彼等の協力と了解の限界を拡張した。……会議の結果は三つの大なる民主国の政府と人民が、他の連合国と一緒に、正しいそして確かな平和の創造を保証するであろう、新しい確かさを作つた。”(McNeill, p. 628)と述べているが、年来の希望であつたバルト海の不凍港ケーニヒスベルグを得ることが出来、暫くの間、東欧に対する英米の干渉を押えるに成功し、賠償についてもドイツの占領地域より得ることが出来ることが確認されたソヴェートとしては当然のことであつた。

会議にて有利な結果を得たと考えるソヴェートと異つて英米の新聞は、より熱狂的でなく、米国の議会人とジャーナリストの多くはロシア人が取引の中最善のものを得たと感じ不満であつた。八月六日に共和党の有力者にして上院議員のヴァンデンバーグは、ポツダム会議のコミュニケが特に東欧の自由選挙と印刷の自由に関して曖昧なることを批判し、コミュニケよりトルコとイランに関するものを除いているのはソヴェートと英米との間に強い意見の対立を反映していることを明らかにした(McNeill, p. 628)。それでトルーマンの帰国も冷く迎えられ、トルーマンは八月九日にラジオを通じ国民に報告をなし、その中で会議の決定の要点を述べ、国際取引に於ける妥協の原則を弁護し、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーが如何なる国の勢力範囲でもないとなした。トルーマンは後に回顧録を書いているが、そ

の中では、私は帰国する際に、われわれはいくつかの重要な協定を達成したと私は感じた” (Truman, p. 341) と会議の成果があつた如く書いているが、続いて彼は、然し、より重要なのは、私が心の中で達した結論のあるものであり、そして将来の外交政策を形成するになさねばならぬことを明らかに覚つたことである” と述べ、ポツダムに於てスターリンとロシア人とに会つてことによつて、ロシア人が永久に彼等に利益ある凡ゆるものを要求する容赦ない取引者であり、ロシア人が平和について熱心でなく、ロシアの外交政策はわれわれが大なる不況に進みつつあるとの推定に基づいており、彼等が既にわれわれの困難を利せんと計画しつつあることが明らかになつたとなし、管理と査察について満足すべき合意に達することなしにはソヴェートに原子兵器についての知識を提供しないとの決意をなしたとし、そして、日本の管理についてソヴェート政府に一部も譲らないとの決意を固めたことを明らかにしている (Truman, p. 342)。

イギリスに於てもドイツに対する経済に関する決定に疑惑を持ち、会議の成果は歓迎せられなかつた。チャーチルは総選挙に破れ、会議の中途より退いて居り、協定の成立についてもトルーマンほど責任も感じておらず、且つ会議に於ても強くソヴェートの提案に反対しており、トルーマンが初めは不満を隠していたのに反して、最初よりイギリスの政策とソヴェートの政策との相違を隠さなかつた。それで彼は八月一六日の議会に於て、われわれは勝利者のこの最初の会議の結果について失望或は不安より解放されていると、或はわれわれにとつて重大な問題が良い解決にもたらされたと考えるようにと、自らを欺くべきでない” となし、東欧の警察政府を攻撃し、ドイツ人の追放を非難し、” 起つたこと、そして起りつつあることの乏しいそして用心深い説明がここにもれて来るが、巨大な範囲の悲劇がヨーロッパを二つに分つ鉄のカーテンの背後に拡がりつつあることが可能である” となした (McNeill, p. 629)。続いてベヴィン外相もブルガリア、ルーマニア、ハンガリーに関して、われわれが最近の発展から得た印象は一種の全体主義が他の全体主

義にとつて代つたことである”と不満の意を明らかにしている。

以上の如くにトルーマン、チャーチル、ベヴィンが述べているように、ポツダム会議に於て、英米がソヴェートの政策と全く異つた政策を有することを明らかに知つたことがその将来の政策の決定に重大な影響を与えることとなつた。

ポツダム会議に於て、中欧と東南欧の小国とポーランドにソヴェートの好む種類の政府を樹立せんとし、そして西欧諸国に友好的な分子を鎮圧せんとするソヴェート政府の決意はもはや否定せられなかつた。ソヴェートは自由の安全のために隣国にソヴェートに友好的な政府を樹立せんとしているのであると云うのが、ソヴェートの理由としているところであるが、ソヴェートはヨーロッパの中央に広大な地域を自己の勢力圏としている許りでなく、その周辺の数カ所に出口を求めんとする如くに、トルコに対し、ダーダネルス海峡の通航権、基地を要求し、イランに勢力拡張を求めてより長い間の駐留を主張し、北アフリカのイタリアの旧植民地の一への信託権を要求し、東亞に於て中国、満洲への進出の意図を明らかにしている。その要求は社会主義国家への安全を求めることより遙に越えているとの感を抱かしめられた。米国國務長官バーンスはその著“*All in One Lifetime*”に於て“地中海に於けるイタリアの植民地を得んとする彼等の努力は私をして安全への彼等の話は全く偽善であると信ぜしめた。”(p. 295)と書いているが、英米はソヴェートがロシヤの帝政時代の帝国主義政策を再び採用するようになったと解し、ソヴェートが世界革命の野心を捨てず、そのために勢力を拡大しつつあるものと解し、ソヴェートの勢力伸張を押えんと意図するに至つた。

これに対しソヴェートは、英米のドイツに対する態度が非常に緩和されており、ソヴェートの如くに残酷でないばかりでなく、寛大に過ぎると考えられるほどであつた。英米のその寛大さの背後に、ソヴェートの進出に対する障壁としてのドイツを考えているのではないかとの疑惑を生じ、英米が、ソヴェートが勝利の結果として当然得らるべき利益を

もソヴェートより奪わんとしているのではないかと疑うようになった。

このように会議中に相互に不信の念を抱くようになったことは、相互にその利益を守るに強硬なる態度をとるようになし、いよいよ妥協を困難となし、前回のヤルタ会議の際には共通の敵ドイツを破るために協力の必要を認めて、少しい位の利益は譲つても妥協したが、ドイツを破ると云う共通の目的を果してしまつたこの時には、相互に妥協の必要を認めず、成果を得るのを困難となした。会議の経過を見て判る如くに、主要な問題にして容易に解決し得たのは、外相会議の設立及びドイツに対する政治的原則と経済的原則の決定のみであつて、ポーランド国境、賠償、東欧諸国の問題については、バーンズの時間がないので、場合によつては米國代表が協定に達しなくても帰國するとの、半ば脅迫的な言辭の下に漸く協定したものであつた。ポーランド国境についてはソヴェートの要求を容れたが、最終決定は講和会議を待つと云う留保条件を附し、賠償についてはドイツを一つの経済単位として扱ふと云う原則を決定しながら、地域毎に賠償をとるとの矛盾せる決定をなし、ドイツを分割のままに現在にいたらしめる一因を作つた。東欧諸国については外相会議に講和条約の作成を委すことを決定し得たのみであつた。いずれにとつても満足すべき解決ではなく、最終的解決案とは言い得なかつた。その他の問題についても、決定し得たのはソヴェートの要求せる、ロンドンのポーランド亡命政府の解消とケーニヒスベルグのソヴェート領有のみであつて、ドイツ船の処分、前イタリアの植民地の処分、イラの撤兵は外相にその解決を委任し、戦犯及び東欧のドイツ人の追放については希望を表明せるとどまり、その他については提案が撤回せられるか、他の国との関係より解決し得なかつた。

何かなさねばならぬとの緊急の必要に迫られて開かれた会議であつたが、このように殆ど具体的な成果を挙げる事が出来なかつたもう一つの理由は最初に外相会議の設立が決定したためであつた。両者の意見が対立し、容易には解決

し得ないことが明らかとなると、すぐに外相達に委任すると云うことになつた。然し、首脳達によつて解決し得なかつた問題をより権限を持たず、より能力のない、——先にも述べた如く外相達が東欧諸国の承認問題を論じて行詰りに達した時、モロトフが三巨頭はわれわれより、より合理的な人達であるから解決の道を見出すであろう、と云い、その問題を再び首脳達が論ずることを求めており、外相達自らも認めているところである。——外相達にとつては解決するのはより困難であつた。ポツダム会議にて決められた如く九月に開かれた外相会議も完全に失敗に終り、年末にモスコーに開かれた会議も、原子力の国際管理の共同委員会と朝鮮統一の米ソ委員会の設立を発表し得たが、バーンズは米国にとつてその会議が完全な成功ではないと語らざるを得なかつた。外相会議に多くを委ねている間に、分割統治がかつてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題より普墮戦争を起した如くに両者の利害の衝突はいよいよ大きくなり、冷い戦争と云われるまでに発展するに至つた。なおこの外相会議は先に述べた如く、交戦国全体の会議に代つて、講和問題を論ずる任務を課せられているが、東西の対立のために良くその任務を果し得ず、荏苒時を過ごし、且つ、第一次大戦後のパリ講和会議の如き会議を開かず、遂にドイツに対する講和条約が現在にいたるまで作られないこととなつた。

どちらの側もいやいや締結した協定であり、不満足なものであつたと云われる如く (McNeill, p. 606)、時日に追われて、利害の衝突を妥協により協定を成立せしめたため、協定の中に矛盾するものを含んでいた。先に述べた如く経済原則に於て、ドイツを一つの経済単位として扱うことを規定しながら、賠償については地域毎にとるといふ一方的行動を認めており、ドイツをして再び戦争をなし得ないようにするため戦争能力となる工業の恐ろしい減少を規定しながら、ドイツ国民を経済的に援助する要をなくすため、ドイツ国民の堪え得るに足る生活水準を維持し得る資源をドイツに残すべきを規定している。このように明らかに矛盾する規定は、その解釈に曖昧なものを生じたのは当然であつた。更に

協定の履行に困難を生じたのは、ヤルタ會議に於て、フランスのドイツの管理を規定したにもかかわらず、ポツダム協定にフランスの署名を得るを怠つたことであつた。フランスはドイツの連合国管理委員会に代表を出し、ドイツの占領地域を割あてられたが、フランス政府はポツダム會議に招かれなかつた。ド・ゴールは會議への参加を要求したが、英米はスターリンの反対を予期し拒否してしまつた。フランスは會議にも参加せず、三巨頭が決定せるドイツの管理を支配する原則への承認も求められなかつた。そのためフランスは明らかに諸協定により拘束されず、しかも管理委員会の一員たるため、ドイツに於ける連合国の行動を否認し得た。フランスはソヴェート以上にドイツの一つとしての力及び工業力を恐れており、強力な隣国が多くの自治区域に分割されていることを望み、ポツダム協定により規定されているように、ベルリンよりドイツを一として全国的に支配することは望むところではなかつた。その上會議への出席を拒否され、自尊心を傷つけられたと感じており、フランスはポツダム協定の実施を管理委員会を通じて反対することによつて抵抗を示した。フランスのこの反対は漸くにして成立した協定の実施を困難たらしめたばかりでなく、後にソヴェートが協害を侵害する口実を供することとなり、ポツダム協定の価値をいよいよ減ずることとなつた。